

相続・贈与に係る税制について

相続税と贈与税の一体化の方向性

平成16年12月6日

日本公認会計士協会

目 次

1．はじめに	1
2．我が国の相続税と贈与税の概要及び歴史的経緯	1
(1) 課税方式としての遺産税方式と遺産取得税方式	1
(2) 贈与税と相続税課税方式	2
(3) 相続税・贈与税の歴史的経緯	2
(4) 現行の相続税・贈与税に関する制度	3
3．相続時精算課税制度	4
(1) 相続時精算課税制度の導入の背景	4
(2) 相続時精算課税制度の概要	5
(3) 相続時精算課税制度の評価と問題点	6
4．諸外国との比較検討	9
(1) アメリカの相続税と贈与税	9
(2) イギリスの相続税と贈与税	11
(3) フランスの相続税と贈与税	14
(4) ドイツの相続税と贈与税	16
5．相続税・贈与税の課題	18
(1) 我が国の現行相続税・贈与税の評価	18
(2) 相続税・贈与税の今後のあり方	20
(3) 諸外国の税制改革議論と相続税・贈与税改革	25
6．おわりに	29

1. はじめに

平成15年度税制改正で「相続時精算課税制度」が創設された（相続税法第21条の9から第21条の18、同法第33条の2）。この制度により親の財産を生前に子に贈与することが容易になり、財産の有効活用が図られることで景気の拡大に資することが期待されている。また、この新制度は今までの我が国の相続・贈与税制の中での贈与税が、税負担が重い「抑制的」な税であったのに対して、贈与税が相続税の前払いとして扱われるという「一体化の措置」がなされたという点で、画期的な税制改正と理解することができる。

少子高齢化、経済のストック化など環境の変化に伴い、相続・贈与税制は改革を迫られてきている。今回の「相続時精算課税制度」もそのことに端を発した改革である。我が国の「相続税と贈与税の一体化の方向性」を正しく理解し、相続・贈与税制の改革の方向性を見極めていくことが重要であると考え。そのため、「2. 我が国の相続税と贈与税の概要及び歴史的経緯」以下で、シャウプ勧告以降の我が国の相続税と贈与税の歴史的な経緯を研究し、「3. 相続時精算課税制度」で、相続時精算課税制度導入の背景と制度の概要について検討し、さらに、「4. 諸外国との比較検討」において、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツの諸外国における相続・贈与税制を比較研究することとした。

それらの検討を踏まえ、「5. 相続税・贈与税の課題」において、我が国の「相続時精算課税制度」を含めた相続税・贈与税の課題を検討し、併せて相続税・贈与税の税制改革の方向性を探ることとしたい。

2. 我が国の相続税と贈与税の概要及び歴史的経緯

(1) 課税方式としての遺産税方式と遺産取得税方式

我が国における相続税、贈与税の議論は、伝統的に、基幹課税としての所得税の補完税としてその課税根拠を整合的に説明する観点から行われてきた。

遺産税方式とは、遺産の総額に対して課税する方式であり、相続税は、被相続人が生前に稼得した所得のうち課税漏れの部分を精算するものと位置付けられる。個人の所得に対する課税を所得税だけで行うのではなく、相続時に相続税（財産税）という別種の税を課することで所得課税を実現しようとするものである。遺産税方式は、所得税を反復、継続的に生ずる利得を対象とする租税であると位置付ける制限的所得概念に基づく方式である。

遺産取得税方式は、相続人が取得した遺産は相続人の所得であると考え、相続税を相続人の一時的・偶発的な担税力の増加部分に対する課税と位置付けるものである。遺産取得税方式は、担税力を増加させる経済的利得はすべて所得であるという包括的所得概念に基づく方式である。

(2) 贈与税と相続税課税方式

遺産に対して相続税が課されると、生前贈与によって、相続税を回避することが考えられるため、贈与税は相続税と表裏一体の関係で考えられる。遺産税方式においては、贈与税は贈与者課税となるのが自然であり、我が国においても、昭和22年から昭和24年にかけて、一生累積贈与者課税を行っている。相続開始前2、3年の贈与については相続税に加えて遺産税を課税している。

遺産取得税方式においては、相続税は相続、遺贈又は死因贈与による遺産の無償取得に対する課税であり、相続、遺贈又は贈与の区別なく、一生を通じて無償取得した財産の価額に課税することが最も理論的である。この方式は昭和25年のシャウプ勧告に基づく税制において採用された。

(3) 相続税・贈与税の歴史的経緯

我が国における相続税・贈与税の歴史的経緯の概略は、次のとおりである。

相続税

ア．明治38年 相続税創設 遺産税方式の採用

相続税は、明治38年の創設当初から昭和24年まで遺産税方式による課税が行われた。旧憲法の下における民法上の家族制度に即応して、家督相続、遺産相続に税率その他の負担の差が設けられており、相続税の租税収入全体に占める割合は比較的大きかった。

イ．昭和25年 シャウプ勧告 遺産取得税方式に改定

遺産取得者の担税力に応じた公平な課税を行い、遺産分割を促進し、富の過度集中を抑制するため、遺産税方式から遺産取得税方式に改定された。

贈与税を相続税に吸収し、相続、遺贈又は贈与により財産を取得した者に対し、その一生を通じた累積課税方式とされた。

ウ．昭和28年 一生累積課税の廃止、相続及び包括遺贈に対する相続の都度の遺産取得税方式の採用

一生累積課税は税務行政の執行上の困難性から廃止され、相続及び包括遺贈は相続の都度の遺産取得税方式とし、特定遺贈及び贈与は1暦年内のものを合算して受贈者課税とする贈与税に改正された。

エ．昭和33年 法定相続分課税方式による相続の都度の遺産取得税方式に改正

現行の課税制度である法定相続分課税による遺産取得税方式が採用され、遺産取得税方式の原則は維持しつつ、相続税の総額を、遺産の総額と法定相続人の数及びその法定相続分という客観的計数によって決定することとした。これに伴い、できるだけ計算上恣意的な要素を排除するため、同じ遺産からの財産取得者である受遺者も相続人と共同して相続税を負担させることとし、相続にすべての遺贈を含めることとした。

贈与税

- ア．昭和22年 贈与税創設 贈与者課税 一生を通じての累積課税制度の採用
贈与税が創設された昭和22年には、憲法改正によって、家督相続が廃止され、相続税は家督相続、遺産相続の2本立てで行われていたのが、遺産相続のみに対する遺産税方式となった。このときの贈与税は一生を通じての累積課税制度であった。
- イ．昭和25年 シャウブ勧告 受贈者課税、一生累積課税に改正
贈与税を相続税に吸収し、相続、遺贈又は贈与により財産を取得した者に対し、その一生を通じた累積課税方式とされた。
- ウ．昭和28年 一生累積課税の廃止、原則暦年ごとの受贈者課税の採用
一生累積課税は税務行政の執行上の困難性から廃止され、相続及び包括遺贈は相続の都度の遺産取得税方式とし、特定遺贈及び贈与は1暦年内のものを合算して受贈者課税とする贈与税に改正された。
- エ．昭和33年 贈与税について3年以内の累積課税制度創設
相続税の負担との関連で、基礎控除を20万円に引き上げ、税率を合理化するとともに、3年以内の累積課税制度が設けられた。従来制度では、特定遺贈も贈与も共に贈与税の課税事由とされていたため、贈与者の死亡により効力を生じる死因贈与について、遺贈か贈与かを必ずしも明らかにする必要はなかったが、同年の改正で、相続に特定遺贈を含むすべての遺贈が含まれたため、死因贈与の性格を明らかにする必要が生じ、民法においても遺贈の規定が準用されていることにかんがみ、これを遺贈に含むことを明文化した。
- オ．昭和50年 累積課税制度の廃止、基礎控除額を1暦年60万円に改定
3年以内の累積課税制度は、制度の簡明を図るため廃止され、代わって基礎控除額が従前1暦年40万円であったところ、60万円に引き上げられた。

(4) 現行の相続税・贈与税に関する制度

上記(3)で述べたように、明治38年に創設以来、昭和25年のシャウブ勧告による改正までは、我が国の相続税・贈与税は遺産税方式に基づく体系になっていた。旧憲法下における家督相続制度が一般的であったこの時代においては、遺産に対して課税する遺産税方式が適合していたといえる。

昭和25年のシャウブ勧告に基づく改正では、遺産取得税方式の方が、遺産の分割を促進し、富の過度な集中を抑制するという富の再分配機能及び遺産取得者の担税力に応じた課税が行えるという応能負担主義において優れており、より公平性が保たれるという理由で、遺産税方式からの転換が行われた。遺産取得税方式への変更は、昭和22年の憲法改正による家督相続廃止によって、それまでは家督相続人が通常1人であったのに対して、数人の相続人に分割相続されることが通常となった事

情にも対応している。

この改正によって、贈与税も一生累積贈与者課税制度から一生累積受贈者課税制度に変更された。遺産取得税方式においては、相続税は相続、遺贈又は死因贈与による遺産の無償取得に対する課税であり、相続、遺贈又は贈与の区別なく、一生を通じて無償取得した財産の価額に課税することが最も理論的であることにかんがみれば、シャウプ勧告に基づく改正は正に理論どおりの改正といえる。

その後、純粋な遺産取得税方式であるシャウプ勧告に基づく相続税・贈与税の制度は、その方式による様々な弊害を除去するために徐々に改正されていく。

相続税については、遺産取得税方式は相続人の数、分割の程度により税が異なるという性質を本質的に内包した方式であるため、実際の税務執行上は、仮装分割が多発し公平性を保てなくなったこと、實際上分割困難な資産である農業用、中小企業用の資産に対しては、それ以外の資産に対して相対的に相続税が高くなるという現象が生じ、この意味でも公平性が保てなくなった。そこで、昭和33年の改正で、現行の課税制度である法定相続分課税による遺産取得税方式が採用され、遺産取得税方式の原則は維持しつつ、相続税の総額を、遺産の総額と法定相続人の数及びその法定相続分という客観的計数によって決定することとしたのである。昭和33年の相続税の改正は、公平を旨として導入された純粋な遺産取得税方式が、税務行政執行上の困難に遭って、公正性を維持するための改正であったと位置付けられる。

贈与税については、シャウプ勧告に基づく相続、遺贈又は死因贈与の区別のない一生累積課税制度は、記録の保持等実務執行面で実行困難であったため、昭和28年に、相続及び包括遺贈は相続の都度の遺産取得税方式とし、特定遺贈及び贈与は1暦年ごとの受贈者課税とする贈与税に改正された。昭和33年に相続税との関連から、基礎控除を20万円に引き上げ、税率を合理化するとともに、3暦年にわたる累積課税制度が設けられた。昭和50年には、基礎控除額を引き上げる代わりに、累積課税制度は廃止された。その結果、現行の贈与税は、基礎控除額110万円で、1年ごとの暦年課税となっている。また、相続税回避を防止するため、相続税に比較して阻害的ともいえる高い負担が課せられている。

贈与税に関する改正は、相続税と一体としての公平性ではなく、相続税と切り離して、相続税回避を防止するための公平性及び計算のしやすい簡索性に力点が置かれてきたようである。

3. 相続時精算課税制度

(1) 相続時精算課税制度の導入の背景

平成14年6月の税制調査会「あるべき税制の構築に向けた基本方針」(以下「基本方針」という。)によれば、相続課税を取り巻く環境が、現行の相続税・贈与税の基本が作られた昭和30年代から現在に至る間に から までのように変化し、そ

の変化に対応して相続時精算課税制度が導入された背景が以下のように述べられている。

経済のストック化の進展により、今後、相続による資産移転の増加が見込まれること

社会保障の充実により老後扶養における公的な負担の役割が高まっていることから、相続時に残された個人資産については、その一部を社会へ還元する必要があると考えられること

高齢化の進展により、相続による財産取得が相続人のライフサイクルのより後半にシフトしていく結果、相続財産が相続人の経済的基盤を形成する意味合いが相対的に薄れつつあること

このような経済社会の変化を踏まえ、より広い範囲に適切な税負担を求める必要があると考えられた。

高齢化の進展に伴い、相続による次世代への資産の移転が相続人のライフサイクルのより後半にシフトしている現状は前述のとおりだが、この資産移転の時期を選択する際の幅を広くすることによって中立性を確保することが必要と考えられた。資産の移転がより早い時期に行われれば、その有効活用によって経済社会の活性化に資するという点も期待される。そのためには、贈与による資産移転がより活用されなければならない。

しかしながら、1暦年単位の課税である我が国の贈与税においては、相続税の課税回避を防止する観点から税負担が高い水準に設定され、生前贈与行為を阻害している可能性がある。そこで、相続税・贈与税の調整のあり方（生前贈与の円滑化）を検討することになった。

その検討の結果、誕生したのが相続時精算課税制度である。この制度は、あるべき税制度のフレームから出てきたものというよりも、親の財産を子に贈与することで財産の有効活用を図り、もって景気の拡大に資するという経済的な目的があり、その上で相続税・贈与税の一体化という手法が取られたにすぎないとも考えることもできるが、「基本方針」によれば、本来この制度は資産移転の時期の選択に対して税制が中立性を維持することを目的として、相続税と贈与税の一体化を図るために導入されたものである。そこで、中立性確保の手段として有効かどうかという観点からこの制度を再検討する。

(2) 相続時精算課税制度の概要

適用対象者

本制度の趣旨から、適用対象者として、贈与者は一定の高齢者とし、受贈者は「次世代」であって将来相続人になる者で、受贈を受けた財産を管理処分できる者とする。

具体的には、贈与者は65歳以上、受贈者は20歳以上の子（実子・養子）である推定相続人（代襲相続人を含む。）とする。

ア．贈与者

65歳以上の親（住宅取得等資金の贈与の場合は年齢制限なし）

イ．受贈者

20歳以上の子である推定相続人（代襲相続人を含む。）

対象となる贈与財産

贈与財産の種類、金額、贈与回数には制限を設けない。

贈与時の税額計算

本制度の選択をした受贈者は、本制度にかかわる贈与者からの受贈財産について、贈与時に申告を行い、他の贈与財産と区分して、その贈与者からの受贈財産の価額の合計額を基に計算した贈与税を支払うものとする。

その贈与税の額は、上記の贈与財産の価額の合計額から、複数年にわたり利用できる2,500万円（非課税枠）を控除した後の金額に、一律20%の税率を乗じて算出する。ただし、住宅取得資金の贈与の場合は非課税枠を3,500万円とする（平成17年12月末まで）。

すなわち、贈与時の課税に関しては、非課税枠こそ違うものの、従来と同じ暦年課税である。

相続時の税額計算

本制度の選択をした受贈者は、本制度にかかわる贈与者から相続時にそれまでの贈与財産と相続財産とを合算して改正前と同様の課税方式により計算した相続税額から、既に支払った贈与税相当額を控除する。その際、相続税額から控除しきれない場合には贈与税相当額の還付を受けることができる。すなわち、相続時に相続税の計算を行うとともに、相続開始までに累積した贈与税額を集計して、既に納めた贈与税と相続時に納めるべき相続税とを精算し、差額を納付することになる。この段階に至り、暦年で行われてきた贈与税は、相続税との一体課税として合算されることになる。

なお、相続財産に合算する贈与財産の価格は贈与時の価額（相続税法第21条の10）になる。

(3) 相続時精算課税制度の評価と問題点

相続時精算課税制度の評価

従来の贈与税は、相続課税の存在を前提として、相続課税の回避を防止する意味で補完的に存在していた。すなわち、非課税枠を少なくし、同じ課税対象額に対する税率を相続税よりも高く設定していたのである。

相続時精算課税においては、非課税枠を従来の贈与税の基礎控除よりも極めて

高く設定し、非課税枠に達した後の贈与税率も一定の割合で固定し、その課税の確定を相続時まで延期することで、従来の贈与税（暦年課税）と異なり阻害的な性格が薄くなっている。この結果、生前贈与行為の阻害要因が緩和され、生前贈与行為が促進されることが期待される。相続時精算課税制度は資産移転の時期の選択に関する中立性の確保に貢献することが予想され、資産移転の早期化という当初の目的に資すると考えられる。

実際に、国税庁の公表によれば、平成15年分の贈与税申告人員は約43万人であり、そのうち、相続時精算課税選択者は約7万8千人である。平成14年分の贈与税申告人員は約39万人であり、平成15年は平成14年に比較して約10%増加しており、相続時精算課税制度は、生前贈与行為の円滑化に一定の効力を有していることを証明している。

しかし、以下のような問題点により、目的達成の効果が減殺される懸念も残る。

相続時精算課税制度の問題点

ア．年齢制限

相続時精算課税制度は贈与者及び受贈者に年齢制限を付している。贈与者における65歳という年齢制限は、高齢者の保有する資産を次世代に円滑に移転させるという相続時精算課税制度導入の目的等を考慮して決定されていると考えられる。受贈者については未成年を除外している。

しかしながら、相続税と贈与税とを一体化することによって、資産の移転の時期の選択の中立性を確保し、生前贈与行為をより円滑化するためには、贈与者及び受贈者に関する年齢制限の緩和を検討すべきであると考えられる。

イ．受贈者の限定

相続時精算課税制度は受贈者を子である推定相続人（代襲相続人を含む。）に限定し、配偶者を対象から除いている。受贈者として配偶者を除く根拠は、配偶者は相続人と同世代であることから世代間の資産移転に効果的とはいえないことが挙げられているが、配偶者は被相続人と別の経済主体であると考えれば、相続税と贈与税を一体化することによって、資産の移転の時期の選択の中立性を確保し、生前贈与行為をより円滑化するためには、受贈者として配偶者等の推定相続人の追加も更に検討される余地があるように考えられる。

ウ．一体課税（相続時精算課税）と従来の法定相続分課税による遺産取得税方式並立の困難性

相続時精算課税と従来の課税を並立させることによって、納税者は各課税方式を選択できることになる（相続税法第21条の9）。納税者は、主に納税金額が少ない方式を選択することが予想され、その結果、相続財産が大きいほど、従来の課税方式を選択するケースが増えると考えられる。相続時精算課税を選

択するのは、相続時に納税額が発生しないか、納税額が少ない場合が主になる。

そうなると、当初の相続時精算課税創設の目的である、資産移転の時期選択の中立性は、相続財産の少ない者にとっては達成されるが、それ以外の者にとっては、あまり達せられないという結果になる。

エ．納税者番号制度と執行

相続時精算課税制度は、1暦年単位の課税である贈与税と異なり、累積課税方式である。現行相続時精算課税制度においては、適用対象となる贈与者は65歳以上の親等に限定しているため、相続開始が平均余命を超えて更に長期にわたる場合が多くないことを前提としているとも考えられるが、住宅取得等資金の贈与の場合、上記年齢制限が解除され、相続時精算課税制度適用から相続の開始に至るまで50年超経過する可能性もあり、平均的にも10年から20年程度経過することが予想される。

相続時精算課税制度は、納税者、税務執行当局それぞれが資産を長期的に管理することが必要であり、税務執行当局においては資産の移転の記録、名寄せ等を実施することが必要である。

昭和25年にシャウプ勧告により相続税制度を全面改定したとき、相続税と贈与税を一体課税化し一生累積課税方式を採用したが、税務行政執行上の困難性から、昭和28年に一生累積課税方式を廃止している。昭和28年当時と現在とは電算化の進展等により同列に語ることはできないが、累積課税方式が税務執行上困難を伴う状況に変わりはない。相続時精算課税制度を適切に執行するためには、電子計算機の活用などによる事務の効率化の促進、納税者番号制度等の導入等を含め、更に研究を進める必要があると考えられる。

オ．期間限定の検討

納税者番号制度等によって、納税者の贈与記録の保存・追跡が実務上容易であれば問題はないが、困難な場合は、相続時に集計する贈与に関して期間限定を設ける必要性も検討すべきと考えられる。現行の相続税においても、相続開始以前3年間の贈与に関しては相続に含めて相続税の計算を行うが(相続税法第19条)、相続時精算課税を選択した場合にはこの期間を延ばして、相続開始以前5年なり10年なりに限定をするという考え方もある。この場合、非課税枠についても合わせて検討すべきであるが、要は実務上対応できる制度にすることが肝要であり、そのために期間限定も考慮に入れるべきと考えられる。

イギリスでは7年間、フランス、ドイツでは10年間の期間限定が設けられている。

カ．毎年の贈与における一定金額の基礎控除の検討

相続時精算課税を選択した場合において、相続時精算課税選択届出書の届出をした年分以降は、一部の非課税財産を除いたすべての贈与について申告する

こととなっている（相続税法第28条）。その一部の非課税財産も、「通常必要と認められるもの」という表現があるなど、境界があいまいである（相続税法第21条の3）。しかしながら、贈与者と受贈者が同居している場合や、受贈者が学生である場合など、日常的に財産がやり取りされる場合には、どこからが贈与に当たるのか不明瞭である。

制度の円滑な運用のためにも、基礎控除額を示すことにより、ある程度の金額的な境界線を明確にすることが望ましいと考えられる。

4．諸外国との比較検討

(1) アメリカの相続税と贈与税

アメリカ相続税の変遷

遺言と土地の課税のための連邦スタンプの購入を要求した Stamp 条例が、1797年7月6日施行された。これは、フランスとの戦争のために、アメリカ海軍の軍備増強を目的として導入されたものであったが、この遺産税は目的達成により1802年に撤廃された。

1862年には、南北戦争の資金を調達するために遺産税が復活したが、1870年7月14日に廃止された。

1898年の戦争歳入法は、スペインとの戦争のために成立し、100万ドル以上の土地に課された。この法律は1902年4月12日に廃止された。

1916年に四番目の遺産税が導入された。これは第一次世界大戦の戦費のために導入されたものであり、500万ドル以上の土地に対し、税率10%で行われた。1917年には1,000万ドル以上の土地のみが対象で税率は25%だった。1926年に最高税率は20%に落とされたが、戦後になっても廃止されなかった。

フランクリン・ルーズベルト大統領は、1934年に60%まで税率を上げ、1935年には70%まで最高率を上げた。

アメリカの相続税は遺産税方式である。

2001年の税法改正（Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act of 2001, P.L. 107-16）により、遺産税は廃止されることが決まった。しかし、この法律には時限規定が付帯しており、これによると、改正内容のすべてが2010年12月をもって失効する。ブッシュ政権は遺産税廃止の恒久化を目的とする税法改正案を提出しているが、まだ議会通过していない。現状のまま推移すると、遺産税の完全廃止は2010年に限られることになる。なお、贈与税は廃止されない。

現行相続税

ア．遺産税の納税義務者

納税義務者は被相続人である。実際は遺産財団が納税義務を負う。これを実行するのは、遺産管理人である。

イ．世代飛越移転税

世代飛越移転税 (G S T tax : Generation-Skipping Transfer tax) は、直接にあるいは信託や類似のものを介して財産の移転を受けた者 (すなわち、財産を移転させる者より一世代以上下の受益者) があるときに課す。世代飛越移転税を課す財産の移転とは、直接の世代越えによる、課税できる物の消滅、課税できる物の分配をいう。この税は贈与税、遺産税を課した上に追加して課される。

相続税と贈与税

ア．遺産税の計算

(ア) 財産の総額

相続財産には、原則として被相続人が死亡時点において所有権を有していたすべての財産が含まれる。

(イ) 債務・葬式費用

被相続人が負担すべき税金、葬式費用は控除できる。弁護士、会計士などに対する遺産管理費用も控除対象である。また、盗難や天災によって生じた損害も控除できる。

(ウ) 各種控除

配偶者控除

配偶者が遺産を取得した場合はすべてが控除対象となる。

寄付金控除

慈善団体への寄付は全額控除できる。

(イ) 生前贈与加算

1976年以前は贈与税と遺産税は別々に課税されていたが、1977年からは贈与と相続を一体とみなして課税するようになった。

1977年以降の贈与財産は、贈与時の時価で相続財産に加算する。

(オ) 遺産税額の総額

(ア) - (イ) - (ウ) + (イ) に、税率を乗じて遺産税を計算する。

(カ) 税額控除

遺産税から、共通基礎税額控除、州税控除、贈与税額控除、相次相続控除、外国税額控除の各種税額控除額を控除する。

イ．贈与税

(ア) 概 括

贈与税の納税義務者は贈与をした者である。

贈与税と相続税は一体として課税されるため、贈与は相続の前払いととらえられる。1977年以降は個人が過去に行ったすべての贈与を相続財産に含めて相続税の計算をする。

(1) 税額控除

贈与と相続については共通の税額控除がある。これをUnified Creditと呼んでいる。税額控除は定額で共通であるから、贈与時に税額控除を多く使うと、相続時の税額控除額がそれだけ減少する。

我が国の現行相続・贈与税制の検討（アメリカ税制との比較から）

アメリカの贈与税と相続税は、我が国の制度よりも完全に一体化している。アメリカでは、贈与は相続の前払いとして位置付けられており、すべての贈与と相続財産は相続時において一体化され、贈与税と相続税は通算される。

各種控除は我が国と大差はない。基礎控除は徐々に引き上げられており、引き上げられた水準では、我が国よりもかなり多額の基礎控除となる。

アメリカにおける相続開始件数に占める納税者の割合は、0.37%（納税申告書データ（1992-1995）において、最近の4年は、最も裕福な0.3%がその期間の遺産の81%を占めたと記載されている。）であり、我が国の4.4%よりも低くなっている。

我が国の相続時精算課税制度には、金額や年齢に制限がある。

アメリカは相続税を廃止することを決定した。この決定が所得税も課さないことまで含んでいるのかどうかは、決まっていない。何らかの手当をしないと所得税が課されるであろうから、2010年までには、対応があるものと予測される。

(2) イギリスの相続税と贈与税

イギリス相続税の変遷

イギリスの相続税は、1694年に死亡時の富への税であった遺言税として法制化され、1894年、遺産税に継承された。

この遺産税のもとでは財産の生前贈与に課税が及ばず、租税回避が極めて容易であり、農業用資産への優遇措置が農業用地の地価上昇を招き農民を土地から離れさせた。このため、相続財産税を適正化する目的で、資産移転税であるキャピタル・トランスファー・タックス（CCT）が導入され、財産の受贈者に課税、贈与も課税対象とした。死亡3年前までの贈与に対する課税が強化され、年ごとの課税方式が移転財産の生涯累積額への課税に切り替えられた。また、1982年には生涯累積額を10年間の累積に改めた。

しかし、租税回避の排除には効果が発揮されず、1986年に現行の相続税・贈与税であるインヘリタンス・タックス（IHT）が導入された。この間、サッチャー政権により、レイト改革が行われた。イギリスの資産税の特徴を論ずる場合、資産保有税に相当する、ビジネス・レイト（BR）とカウンスル・タックス（CT）の存在を見過すわけにはいかない。これらは建物（土地込み）を課税対象とした一種の固定資産税であり、税収総額の9%水準を担っている。これに対し、

相続税・贈与税であるインヘリタンス・タックス（IHT）はわずか0.6%にすぎない。このビジネス・レイト（BR）のコントロール権限を地方から国へ移転したのが、1980年代のサッチャー政権によるレイト改革である。ビジネス・レイト（BR）は全国のどこの位置にいても同一の税額を課税され、徴収された税額はひとまず政府に納付され、その後、税収額は成人人口に応じて地方政府に配分されることになっている。

現行相続税

1986年に導入された現行相続税は遺言執行人や遺産管理人などの財産の遺贈側に課税される。また、当初、税率は30%から60%の累進構造になっていたが、1988年に一律税率に変更された。

ア．課税資産の評価

財産の移転時点での合理的な市場価格に相当する額

イ．課税対象

遺贈者の死亡時に移転する資産と死亡前7年間に贈与・移転された資産が課税対象となる。死亡前7年間の贈与は、経過年数により次の割合が贈与資産の評価額から控除される。死亡前3年以内に行われた贈与は100%が課税対象となる。

3年 - 4年	20%
4年 - 5年	40%
5年 - 6年	60%
6年 - 7年	80%

ウ．相続税率

40%の一律税率

エ．基礎控除

25万5,000ポンド（2003年）

オ．免税措置

配偶者間の相続、国営機関・公益機関への寄贈、慈善団体・政治団体への寄贈に免税が認められている。また、農業資産・事業資産の資産額50%又は100%が課税ベースから減額・除外される。

現行贈与税

イギリス贈与税の特徴は、生前贈与の時点から7年以上生き続けることによって、資産の移転に係る税を回避できるという免税可能移転税制があることである。この仕組みは、CLT（Chargeable Lifetime Transfers）とPET（Potentially Exempt Transfers）に区分される。

ア．CLT

一定の信託への贈与であり、贈与時に20%の税率により課税される。贈与者

が7年以内に死亡した場合には、相続税の課税標準額に含まれ、相続税が40%の税率により課税されるが、贈与時に支払った贈与税額が控除される。

イ．P E T

個人が行う他の個人への贈与であり、贈与時には課税は発生しない。贈与者が7年以内に死亡した場合には、相続税の課税標準額に含まれ、40%の税率により課税される。

ウ．基礎控除

遺贈者1人当たり3,000ポンド/年及び相続税額と同額の25万5,000ポンド(2003年)

255,000ポンド控除のその年に利用できる控除額は、過去7年間にその基礎控除を利用した金額を控除することにより算出される。

エ．免除措置

相続税と同様である。

イギリス相続税・贈与税の特徴

ア．免税可能移転税制により税負担の回避が容易であること

信託を除き、個人間贈与は無税であるから、生前贈与の時点から7年以上生き続けることによって、資産の移転に係る税を回避し、計画的に資産所有権を次世代に移転することができる。1993/94年度に課税対象となった贈与額は2億8,900万ポンドであり、贈与税額2,800万ポンドは相続税・贈与税の2.1%にすぎず、非課税形態での生前贈与が大勢を占めているといえる。

イ．真の富裕層に対して優遇的な税制であること

前述のように我が国における固定資産税に相当する税額は税込総額の9.2%(1993/94年)であるのに対し、相続税・贈与税の税込総額は0.6%(1993/94年)を占めるにすぎない。この点は資産の保有と占有に対する経常的な税負担を重課する一方で、相続や贈与など資産の移転時の課税は軽く、真の富裕層に対して優遇的な税制になっているといえる。

我が国の現行相続・贈与税制の検討(イギリス税制との比較から)

イギリスの制度と比較すると前述したように資産税としての相続税の比重は極めて低いのであるが、我が国の現行相続・贈与税制を検討すると、次の点が論点となる。

- ・ イギリスでは、相続税率は40%と一律に設定されている。また、イギリスの贈与税は、信託への贈与は一律20%、個人間贈与は無税である。我が国の相続税率は累進税率となっている。
- ・ イギリスの免税可能移転税制は、生前贈与の期間を7年間と明確に区切っている。我が国の生前贈与財産の相続財産への取込みは、暦年課税においては相続開始前3年間であり、生前贈与と行為の促進のために創設された我が国の相続

時精算課税制度は、選択後、一生累積課税となっている。

- ・ イギリスでは、遺贈者1人当たり3,000ポンド/年と少額贈与を免除している。我が国の贈与（暦年課税）の場合には、基礎控除110万円と非課税枠が定められているが、相続時精算課税制度においては、免税措置が設けられていない。

(3) フランスの相続税と贈与税

フランス相続税の変遷

フランスの相続税は、1703年にルイ14世の勅令により死亡時の登録税として開始された。1%の比例税率で、直系卑属及び直系尊属は免税とされた。その後、1790年に公布された登録税は、すべての相続人の「不労の富」に対して、その偶然性の度合いを被相続人と相続人の間の続柄に求め、続柄の違いで異なる税率を設定し、かつ、動産と不動産の間でも差異を設けた比例税（0.25%～4%）となる。フランス革命を経た後、幾多の修正が行われているが、税率は一貫して比例税率であった。

その後、資本主義経済の発展と限界効用概念から、比例税率課税は累進税率課税へ移行する。1901年の改正では、被相続人との血族関係と取得遺産額の多寡に応じて累進税率で課税する相続税（遺産取得税）が実施された。この制度は血縁が遠くなるほど、また、遺産額が大きくなるほど適用税率が上がる仕組みである。以降、遺産取得の偶然性と遺産額の多寡に基づいた累進課税が強化されてきた。

また、戦時体制下の1917年には財源確保と併せて人口政策から、3人以下の子しか残さず死亡する者に対して別途課税する「遺産税」が創設され、1922年の「經常財産税（富裕税）」創設による廃止まで、相続税と併課された歴史ももつ。

現行相続税

フランスの現行相続税は、遺産取得税方式による累進税率と比例税率を併用した制度を実施している。課税客体は相続（又は遺贈）により取得した財産であり、納税義務者は財産を取得した相続人（又は受遺者）である。

課税財産には、相続開始前10年間の生前贈与により取得した財産が累積加算される（10年間累積課税方式）

具体的な計算プロセスは、次のとおりである（1996年現在の資料による。）

- a. 相続税の基礎控除額から、贈与税で用いた控除額を差し引き、残存基礎控除額を計算
- b. 取得財産額から、債務、葬儀費用、残存基礎控除額を控除し、課税相続額を算出
- c. 課税相続額と課税贈与額の合計に、税率表を適用する。その後、支払済みの贈与税額を控除し相続税額を算出

d . 該当税額控除額から、贈与税で用いた税額控除額を差し引き、残存税額控除額を算出

e . 算出相続税額から、残存税額控除額を差し引き納付相続税額を算出

ア . 基礎控除

次の生涯控除が認められる（相続税と贈与税に共通）

a . 配偶者：33万フラン

b . 直系血族：30万フラン

c . 独身、離婚、別居又は寡婦（夫）である兄弟姉妹（死亡前5年間被相続人と同居していた、50歳以上又は労働不能な障害者である場合）：10万フラン

d . その他の相続人：1万フラン

イ . 相続税の税率（相続税と贈与税に共通）

a . 直系血族・配偶者 5～40%（7段階の累進税率）（注）

b . 兄弟姉妹 35%、45%（2段階の累進税率）

c . 上記以外の四親等内の親族 55%（比例税率）

d . その他の者 60%（比例税率）

（注）直系血族と配偶者では7段階の幅の取り方に差があり、直系血族の方が低率

フランス相続税・贈与税の特徴

以上から、フランス相続税・贈与税の特徴は、次のようにまとめられる。

a . 遺産取得税方式を採用し、相続税と贈与税は同一の規定に基づいて課税され完全に統合されている。

b . 相続税は相続前10年以内の贈与財産を累積し、相続財産と合わせて課税する（過去納税された贈与税額は控除）。

c . 贈与税は過去10年以内の贈与の累積課税方式（過去納税された贈与税額は控除）である。

d . 相続人と被相続人の関係（親子、配偶者、兄弟姉妹など）によって、異なる基礎控除額等の設定及び税率体系（相続人による複数税率表）となっている。

我が国の現行相続・贈与税制の検討（フランス税制との比較から）

フランスの制度を比較の対象とし、そこから我が国の現行相続・贈与税制を検討すると、次の点が論点となる。

- ・ フランスでは相続税・贈与税の一体課税のため、相続税と贈与税の税率に乖離がない。我が国の贈与税は相続税の回避防止機能が強調されているため、同じ課税対象額に対して、贈与税率が相対的に高く設定されている。暦年課税における累進税率の軽減の是非と、相続税と贈与税の完全一体化への移行の是非

が検討課題となる。

- ・ フランスでは10年間の期間限定の累積課税方式を採用している。我が国の生前贈与財産の相続財産への取込みは、暦年課税においては相続開始前の3年間、相続時精算課税においては選択後一生涯の累積課税とされる。

(4) ドイツの相続税と贈与税

ドイツ相続税の変遷

ドイツにおける近代的な相続税の起源は、1873年プロイセンに始まり、他のドイツ領邦もこれに追従する。各州様々に独自の形態を有していたが、血縁の遠近により税率区分をしていた点はおおむね類似していたようである。1906年の帝国法とともに、相続税（遺産取得税）の基礎がドイツ全体で統一された。当時の相続税は親族関係を遠近により4階級にグルーピングし（税クラスと称する。）夫婦や子、孫は非課税であった。1925年には資産課税評価の専門立法として帝国評価法が確立し、相続税評価の基準となる。

1945年に相続税は再び州税となり、1974年には2度目の統一評価（1964年を基準）を導入する改正が行われた。しかしながら、その後のドイツ経済のインフレに対応する改正は硬直的となり、片や相続税控除額が物価上昇などを配慮せず、20年以上変更されなかった等、事業承継時の大きな負担となる一方で、土地の課税標準については1964年以降30年以上も統一評価の改定を行わなかったため、他の資産との評価格差による不公平性を引き起こす結果となった。そして、1995年に連邦憲法裁判所から、統一評価に基づく相続税の違憲判決が出されるに至る。このとき、財産評価の公平性に加え、配偶者及び子に対する負担減免、中規模企業の事業承継の保護が要請された。この判決を受けての1997年の改正法においては、相続税の不動産評価に関する新しい評価方法として必要都度評価方式が導入された。同時に、この改正では税クラスを3段階に簡素化、最高税率の50%への引下げ、各種控除額の増額のほか、事業承継者及び事業財産への優遇措置等が、連邦憲法裁判所の判決を受け入れる形で行われた。

ちなみに、相続税については1997年の改正法を1996年に遡及適用したが、財産税は1997年から徴収停止され事実上の廃止とされた。1997年の相続税の改正は財産税の廃止を織り込み、最終的には総税収は増大する方向で改正されている。

現行相続税

ドイツでは、遺産取得税方式による単純累進税率に一定の調整を行う方式を採用している。課税客体は相続（又は遺贈）により取得した財産であり、納税義務者は財産を取得した相続人（又は受遺者）である。

課税財産には、相続開始前10年間の生前贈与により取得した財産が累積加算される（10年間累積課税方式）。

具体的な計算方法は、次のとおりである。

a . 被相続人の相続財産額の計算

被相続人の死亡財産額から、被相続人の負債及び葬儀費用等を差し引き、被相続人の相続財産額を算出する。この際、墳墓費用、墳墓維持費、相続の争議解決費、分割費用なども控除される。

b . 相続人ごとの純課税遺産額の算出

各相続人に分割された相続財産額と、10年以内の被相続人からの贈与額の合計額から人的控除額を控除し、相続人各人ごとの純課税遺産額を算出する。

c . 相続人ごとの相続税支払額の算出

各相続人の純課税遺産額に税クラスによる税率を乗じ、10年以内に支払済みの贈与税額を差し引き、相続税額を算出する。

ア . クラス別（親族分類別の税率・控除額区分）の人的控除額（2002年11月現在の資料による。）

【クラス（第 分類）】

a . 30万7,000ユーロ：配偶者

b . 20万5,000ユーロ：子、継子、代襲相続の場合の孫

c . 5万1,000ユーロ：孫、相続の場合の父母・祖父母等直系尊属

【クラス（第 分類）】

a . 1万300ユーロ：贈与の場合の父母・祖父母等直系尊属

兄弟姉妹、甥・姪、継父母、義父母、元配偶者ほか

【クラス（第 分類）】

a . 5,200ユーロ：その他の受贈財産及び特別目的の財産贈与の受贈者

イ . 税率表（相続税と贈与税は同一の税率表が適用される。）

a . クラス : 7 ~ 30%（対象：配偶者、子、継子、孫、父母・祖父母等直系尊属に対する相続）

b . クラス : 12 ~ 40%（対象：兄弟姉妹、甥・姪、継父母、義父母、元配偶者ほかに対する相続。父母・祖父母等直系尊属に対する贈与）

c . クラス : 17 ~ 50%（対象：その他）

ドイツ相続税・贈与税の特徴

ドイツ相続税・贈与税の基本的な体系はフランスのものと類似しており、その特徴もフランス税制の稿にまとめた内容と同様である。

我が国の現行相続・贈与税制の検討（ドイツ税制との比較から）

ドイツの制度を比較対象としての、我が国の現行相続・贈与税制の検討すべき論点についても、フランス税制の稿においてまとめたとおりである。

5. 相続税・贈与税の課題

(1) 我が国の現行相続税・贈与税の評価

歴史的経緯

ア．シャウプ勧告に基づく税体系

昭和25年のシャウプ勧告に基づいて改正された相続税・贈与税体系は、現行のように法定相続分によらず、相続人が取得した財産に関して課税するいわゆる「完全な遺産取得税方式」であり、また、贈与税は相続税に吸収され、相続、遺贈又は贈与により財産を取得した者に対し、その一生を通じた累積課税方式とされた。

シャウプ勧告に基づく昭和25年当時の税体系は、相続税と贈与税が一体化され、財産取得者の所得に対する課税が行われる点で、包括的所得税制度の一種の理想形であるといえる。

イ．現行の法定相続分課税による遺産取得税方式の採用

包括的所得税制度の理想形ともいえるシャウプ勧告に基づく税制は、昭和33年には早くも改正され、現行の法定相続分課税による遺産取得税方式が採用された。

昭和32年の税制特別調査会答申によれば、次の3点が改正の理由として挙げられている。第一に、遺産取得税方式は分割相続を前提とするものであるが、財産相続の現状は長子による相続が一般的であり分割相続されていない。第二に、仮装分割が多発し、税務執行上公平性を保てなくなった。第三に、分割困難な資産である農業用、中小企業用の資産に対しては、それ以外の資産に対して相対的に相続税が高くなるという現象が生じ、この意味でも公平性が保てなくなったことである。

我が国の相続税・贈与税は、包括的所得税の考え方にに基づきながらも、実際上の理由から、分配の公正性を保つために現実的調整が行われてきた歴史的産物といえよう。

法定相続分課税による遺産取得税方式の今日的評価と課題

ア．法定相続分課税による遺産取得税方式の今日的評価

法定相続分課税による遺産取得税方式の採用根拠は、今日では、採用当時よりも希薄になっているといわれている。

第一の理由について検討する。採用当時の昭和30年代においては、家督相続制度は既に廃止されていたが、實際上、いまだ相続は家の相続と考えられており、長子が一括して相続することが一般的であった。今日では、一方で合理的個人主義の考え方から自らの相続分を主張する相続人が増加しており、採用当時よりも確実に財産分割は進んでいると考えられる。

次に、第二の理由である、実際には分割が行われないことによる仮装分割の

多発について検討する。今日においては、少子化によって、兄弟姉妹の数自体が少なく、仮装分割の対象となる相続人の数自体が少ないこと、また、昭和63年の相続税法改正において、相続人の数を増加させることによる基礎控除枠の濫用等を意図した養子縁組について、相続税法上の法定相続人にカウントできる数が制限されたため、仮装分割防止を目的に現行制度を維持するという論拠は当時より希薄になっている。

最後に第三の理由である、他の財産に比べて分割が困難な農業用、事業用資産について相対的に租税負担が大きくなる問題について検討する。法定相続分課税による遺産取得税方式の採用は、1つの相続における相続人間の税負担を平均化することを図っているわけであるが、このことは分割不能資産があるために相続財産の総額が高額となる相続において、少額の遺産を取得した相続人の立場からは、超過累進税率を前提とすれば、同額の遺産を1人で相続した場合よりも負担が大きくなることになる。少額相続人の負担において、分割不能資産についての課税負担の軽減を図っているわけであり、今日の個人主義の考え方からは合理性を感じられないのではないだろうか。事業承継財産などの分割困難な資産については、別個に租税負担の緩和措置をとることで解決を図ることができるのではないかと考えられる。

イ．法定相続分課税による遺産取得税方式の課題

法定相続分課税による遺産取得税方式は、将来的に採用されるべき課税方式として、次のような問題点が指摘されている。第一に、基礎控除額及び税額計算を民法上の法定相続人の数と法定相続分を基礎に行う方法は、同額の相続財産額である2つの別個の相続において、法定相続人の数や構成によって基礎控除額や適用される累進税率が異なることになり、各々の相続について相続人が同額を相続したとしても相続税負担額は異なり、同額の財産的利益には同額の税負担を行うべきであるという水平的公平性を侵害しているとの見方も可能である。

第二に、法定相続分に基づいて相続税総額を計算し、これを各相続人に相続額に応じて分配する現行方式の相続税計算では、純粋な意味での遺産取得税方式による場合よりも、少額を相続する相続人の負担が相対的に大きい。純粋な意味での遺産取得税方式では、各相続人の相続税負担額は自己の相続分から自己の基礎控除額を差し引き、これにそれぞれの累進税率を乗じて求めることとなるが、現行方式では相続財産の総額から全体の基礎控除額を差し引いた額に対応した累進税率が適用されることとなるため、少額を相続した相続人にとっては、より高い負担となっている。必ずしも担税力に応じた負担がなされているとはいえないと考えられる。

第三に、相続税申告後に評価の修正や未申告財産が追加申告された場合、そ

の財産を取得した相続人のみならず、その他の相続人等の税負担にも修正の効果が波及し、さらに附帯税までも課税される。こうした課税方法に対しては、その財産を取得していない相続人等は非合理性を感じざるを得ないと同時に、相続人等間で協調的・協力的に遺産の分割がなされる前提が欠けた場合、納税申告事務に支障を来すことは明らかである。

(2) 相続税・贈与税の今後のあり方

相続税・贈与税に求められる機能

平成12年7月の税制調査会中期答申「わが国税制の現状と課題」は、相続税の役割として、次の4つを挙げている。

- a. 個人所得課税を補完する。
- b. 富の再分配を図る。
- c. 被相続人の生前所得について清算課税を行う。
- d. 社会保障の充実による老後扶養の社会化に対応した「資産の引継ぎの社会化」を図る。

また、平成14年6月の税制調査会の「基本方針」では、a. 経済のストック化の進展により、今後、相続による資産移転の増加が見込まれること、b. 社会保障の充実により老後扶養における公的な負担の役割が高まっていることから、相続時に残された個人資産については、その一部を社会へ還元する必要があると考えられること、c. 高齢化の進展により、相続による財産取得が相続人のライフサイクルのより後半にシフトしていく結果、相続財産が相続人の経済的基盤を形成する意味合いが相対的に薄れつつあることを相続課税を取り巻く環境の変化として掲げ、このような変化に対応した負担の適正化のために、次のように述べている。

ア. 課税ベース

従来より広い範囲に適切な税負担を求める必要があるとして、基礎控除については、基本的考え方及び地価の下落等を踏まえ、広く薄くの観点から引下げの方向で検討すべきとし、死亡保険金・死亡退職金等の非課税措置については、公的な社会福祉制度の充実等を踏まえ、資産選択に対する中立性、簡素化などの観点から、廃止・縮減の方向で考えるべきとしている。また、事業承継関連の特例措置については、長期にわたる地価の低下等を踏まえ、将来的には事業用資産全体に適用される特例措置への改組も含め、そのあり方について検討する必要があるとしている。

イ. 税率構造

最高税率については、個人所得課税の最高税率（50％）との較差が大きく、諸外国の例に比しても相当高いことにかんがみ、引き下げることが適当である

としている。累進構造については、基本的考え方や最高税率の引下げで高資産家の税負担は相当程度軽減され得ること等を勘案し、現行程度の累進を維持すべきであるとする。また、税率の刻み数に関しては、相続税は臨時・偶発的に発生するものであるため、遺産額により税負担を大きく変動させるのは適当でなく、遺産額に応じたある程度滑らかな負担の変化を確保することが望ましいとしている。

ウ．資産移転の早期化

高齢者の保有する資産（金融資産のみならず住宅等の実物資産も含む。）が現在より早い時期に次世代に移転できるよう相続税・贈与税の調整のあり方（生前贈与の円滑化）を検討すべきであり、相続税・贈与税の累積課税化も含め、両者を一体化する方向で検討するとしている。具体的には、平成15年度の税制改正において、相続時精算課税制度として結実している。

平成15年6月の税制調査会「少子・高齢社会における税制のあり方」によれば、相続税は、相続を契機とした世代間の財産移転に着目し、富の再分配を図るという他では代替できない固有の機能を有しているとされている。贈与税についても、相続税の補完税として同様の機能が求められている。

税制調査会は相続税・贈与税について、富の再分配機能を中心に据えて、補強的ないし補足的に所得税の補完機能を有すると位置付けていると解される。富の再分配機能と相続税・贈与税の改正の方向性

今後の相続税・贈与税の税制改革においても、富の再分配機能が十分に発揮されるような方向で行われなければならないと考える。

我が国の分配面における構造の変化について、平成16年6月に税制調査会基礎問題小委員会から公表された「わが国経済社会の構造変化の「実像」について」（以下「報告」という。）に興味深い指摘がある。すなわち、高度経済成長期の「均質化」や「流動化」の動きが鈍化し、所得分配のバラツキが出てきており、その原因は高齢者世帯の増加と社会的流動化のトレンドの鈍化にあるとしている。資産保有額が若い世帯に比べて多い高齢者世帯の増加によって、資産が偏在していること、及び社会的流動化のトレンドの鈍化によって、上位の収入階層とその他の収入階層の二極分化が見られるようになったことを指摘している。

この報告の趣旨からは、これからの富の再分配は、上位収入階層からその他収入階層に資産を移転することに加えて、高齢者世帯から若い世帯への資産移転を図ろうとする意向が導かれることになる。

相続税の課税は平成14年度で死亡者件数の4.5%にすぎず、課税財産に対する平均税率は12.1%となっている。つまり、富の再分配はごく限られた少数の相続人が対象となっているのである。また、高度経済成長期、バブル期を通しての軽減措置と税率の引下げによって、勤労所得との比較からすれば税率が低いとの不

公平感も出てくることになり、現行の相続税の制度では上位収入階層からその他収入階層への富の再分配が十分になされているとはいえないという批判もある。

また、現行の贈与税制度においては、同じ課税対象価格に対して相続税よりも相当程度高い税率となっているため、生前贈与を自由に選択することが税制面から阻害されている。これは、高齢者世帯から若い世帯へ資産を移転するという富の再分配が図られていないことになる。

高齢者世帯から若い世帯へ財産を移転するという意味での富の再分配機能

まず最初に高齢者世帯から若い世帯へ財産を移転するという意味での富の再分配機能について考える。

ア．現行制度と財産移転のタイミング選択の中立性

我が国の現行の制度において、相続税と贈与税が一体として考えられておらず、それぞれ別個に規定されており、しかも同じ課税価格に対して贈与税率が相続税率に比して高率であることは、被相続人が自らの財産を次の世代に移転させるタイミングの選択に強い影響をもつ。生前に財産を贈与すれば高額な贈与税が課せられるために、贈与を行わず、相続まで財産移転を延ばすことになる。つまり、現行制度は、次世代への財産移転のタイミングの選択に関して中立的ではないのである。

財産移転のタイミングの選択は自由に行われるべきであり、税制がこれを阻害することは社会経済全体の損失であるとともに世代間の富の分配が促進されないことになる。手元流動性の低い子世代に、親世代が財産を生前贈与することによって、子世代はその財産を有効利用することができるが、相続時点で財産移転が行われても、その時点では子世代も手元流動性が潤沢になっており、生前贈与する場合より有効利用はできないと考えられる。今後、高齢化によって、子世代が財産を必要とする時点と相続の時点との間の期間はますます長くなることが予想され、有効利用しないことによる損失も増大していくと予想される。したがって、今後、何らかの対策によって、この損失を最小限にする工夫が求められる。

イ．相続時精算課税制度導入の歴史的意義

相続時精算課税制度は限られた対象ではあるが、相続税と贈与税を一体化して考える制度である。相続税と贈与税を一体化して考え、贈与税は相続税で精算されるとすることこそが、財産移転のタイミング選択の中立性を維持する根本的な考え方である。

既に導入されている相続時精算課税制度は、3.(3). で述べたような問題点があるので、そのまま今後の財産移転のタイミング選択の中立性を維持する手法としては改善の余地があるものの、少なくとも制度上、相続税と贈与税の一体化が取り入れられたという意味では歴史的意義がある。

現行の相続時精算課税制度の問題点を解消し、財産移転のタイミング選択の中立性を維持することによって、高齢者世帯から若い世帯への富の世代間分配が円滑に行われるものと期待される。

上位収入階層からその他収入階層への富の再分配機能

ア．最近の相続税改革議論と相続税の本質

上位収入階層からその他収入階層への富の再分配に関して、従来から学説は相続税を富裕層に限定して、超過累進課税することによって、富裕層から一般大衆への財産移転が適切に行われると考えてきた。しかし、最近の税制調査会の答申の論調では、「広く薄く」、かつ、滑らかに累進課税する、いわば相続税の一般大衆化を促進する議論が行われている。この議論は、従来考えられてきた富の再分配と整合的でないようにも思われる。

この点について、相続税を伝統的な富裕税の一種に特化し、ごく一部の高額遺産取得者のみに課税するものとするか、不労利得課税の一種として広く課税対象を広げるべきかの選択の問題であるとする見解がある。

「基本方針」で指摘するように、高齢化により相続人自体が中高年となり、一定の資産を所有している状況で相続財産を取得するようになってきているのは事実であり、不労利得課税化して、課税対象を拡大していくこともあながち不合理とはいえないだろうとこの見解では述べている。すなわち、相続税の本質を伝統的な富裕税であると同時に、不労利得課税として考えれば、最近の税制調査会の論調は、従来の富の再分配をめぐる学説と矛盾するものではないと考えている。

ただし、その場合には、現行の課税方式自体の再検討が不可欠であるように思われるし、寄与分等の不労所得とはいいい難い相続分については非課税とするなどの措置も必要であろうとも言及している。

イ．現行課税方式の見直し論議

現行課税方式は遺産取得税方式に遺産税的要素を加味した折衷方式ともいうべき方式である。この課税方式には、前述したような問題点があるとともに、取得者の担税力との関係が曖昧であり、基礎控除や税率構造も取得者各人の事情を反映していない。「広く薄く」課税するためには、この問題を解決しなければならないが、具体的方法として、現行課税方式から遺産取得税方式への純化、すなわち、完全な遺産取得税方式の採用が提案されている。

遺産取得税方式に純化できれば、現在の遺産総額に対する5,000万円の基礎控除を廃止し、基礎控除は現代社会における相続人の生活保障的要素を考慮して設定すればよく、例えば、居住地を売却しなければ相続税を納付し得ないような事態が発生しないように基礎控除額が設定される必要があるとしている。また、不労利得課税的要素を強めるならば、配偶者等の共同生活者の基礎控除

は高くし、それ以外の純然たる不労利得者に対しては低いものになるとしている。

税率については、現行の基礎控除の廃止を前提とすれば、税率を現行のまま据え置く場合、相当の負担増となるおそれもあるため、10%の最低税率ゾーンを大幅に拡大することも考えられるとしている。ただし、相続税が富裕税としての性質をもち、高額取得者にその担税力にふさわしい負担を求めるのが憲法の要請であると考えれば、累進税率の安易な引下げに賛成はできないとしている。

こうした見解がある一方で、上位収入階層からその他収入階層への富の再分配に関して、富裕層への限定的課税と超過累進課税によって行うべきとする伝統的学説に基づく議論においては、現行制度におけるよりも大幅な基礎控除額の引上げと、累進度をより高めた超過累進税率の組合せが将来的にあるべき姿とされている。

このように、将来あるべき税制については、諸説あり、方向性も統一されていない現状である。

いずれにせよ、基礎控除額や税率構造をどのように設定するかは、国家が相続税を租税制度全体の中でどの程度に位置付けるかという政策判断にかかってくる。税制調査会の「基本方針」においては、「広く薄く」課税するために、5.(2). で述べたように、基礎控除額の引下げによる課税ベースの拡大と最高税率の引下げ、滑らかな累進性の維持を図っている。

譲渡所得税との整合性

遺産取得税方式は、担税力を増加させる経済的利得はすべて所得であるという包括的所得概念に基づく方式であるから、相続税と譲渡所得税との整合性が常に問題となる。平成12年7月の税制調査会中期答申「わが国税制の現状と課題」においても、個人所得課税を補完するという相続税の役割が挙げられている。

包括的所得概念を徹底して考えれば、相続税を廃止し、所得税に一本化する考え方もある。ただし、所得税と共通の税率を用いれば、相続財産としては小規模なものであっても、重い租税負担が課せられる欠点があるため、相続所得を他の所得税とは区別して異なる基礎控除額、税率を適用するというものである。

この考え方については、取得価額より時価の低い資産を相続すると、巨額であっても税負担が生じないという欠点があると指摘されている。

他方、理論的には、相続税に一本化し、その後相続財産に対して所得税を課さないという考えもあり得る。所得税法第60条では、原則として、相続により取得した財産の取得価額は引き継がれるため、相続時に相続財産の含み益には課税されず、その後の譲渡に際して実現した含み益に対して所得税が課せられていることになる。相続税に一本化し、その後相続財産に対して所得税を課さないという

考え方を現実化するために、相続による財産の移転は取得者の相続税負担に一本化し、相続時の評価額を事後の譲渡課税の取得価額にするような方法も検討されてよいように思われる。ただし、現行の遺産に係る5,000万円の基礎控除のような高額な基礎控除では、相続財産の含み益課税としての相続税額が吸収されてしまうおそれがあるが、上記5.(2).イで述べたように、遺産取得税方式に徹し、基礎控除を生活保障的な要素を考慮した範囲のものとするならば、この問題は解決するのではないかとされている。

(3) 諸外国の税制改革議論と相続税・贈与税改革

5.(2)では現行方式の改善によって、我が国の税制の現実的な改革を行うことを提唱するいくつかの学説を紹介したが、ここでは、いまだ現実化されていないが、考え方として近年主張されている学説について紹介したい。以下からはずべて、論文からの引用を整理したものである。最後に、において、諸外国の税制改革議論にも言及する。

税制改革と基幹税

財政学的見地からは、税制改革は基幹税を直接税とするか間接税とするかの選択が重要である。直接税とは、納税者の個別的事情を明示的に考慮するタイプの租税であり、間接税とは個別的事情を考慮しない租税であると定義される。

直接税を基幹税とする考え方には、直接税としての所得課税を基幹税とする包括的所得税と、直接税としての消費課税である支出税がある。支出税は間接税である消費税とは異なるものである。相続財産を相続することも一種の支出と考えれば、支出税は、生涯所得への課税と近似し、所得税とは異なる意味で公平な課税であるといえる。租税理論の応能負担の原則に基づけば、包括的所得税か支出税かの選択は、どちらが支払能力の基準として適切かで判断されなければならない。

資本所得課税と相続税・贈与税改革

税制改革の中でも特に相続税・贈与税改革は、所得課税、特に資本所得課税のあり方と関係している。資本所得課税の改革を資本的所得課税廃止を前提とする税制全体の抜本的改革の具体的な提案が支出税であり、後述するフラット・タックス(累進構造をもたない課税)は現実的支出税案としてかなりの賛同者がある。

支出税やフラット・タックスは、抜本的な税制改革を必要とするものであり、いまだ現実の制度として機能しているわけではない。これに対し、資本所得課税改革を現行の所得税体系を生かしつつ改革していく方向として最適課税論がある。二元的所得税論をその一種と位置付ける学説がある。

包括的所得税の欠陥

我が国においては、シャウブ勧告以来、継続的に、包括的所得概念が採用されてきた。包括的所得概念には、通常の所得である要素所得のほか、資本利得や帰属家賃なども含まれている。資本利得について、原則的には、実現した資本利得である譲渡所得のみならず、未実現の資本利得を期間計算として算定し、課税所得に加えるのである。しかし、未実現の資本利得への課税は、税務行政執行上、困難であるという欠陥がつとに指摘されている。また、資本所得に関する法人税と個人所得税との調整が、完璧には行われず、「二重課税」の問題を生じさせている。

支出税による包括的所得税の欠陥の克服

上記で述べた包括的所得税の欠陥は、実際の取引額（キャッシュ・フロー）から課税支出額を求める支出税では問題にならない。支出税の狙いの最も重要な1つが、この問題の解決にある。

支出税の計算は、一定期間の収入から貯蓄・投資額を差し引いて求められる。支出税を実際に施行するには、一定期間の貯蓄・投資額を明らかにしなければならず、金融資産の登録管理の徹底が必要である。また、持ち家などの実物資産への支出は投資であるが、これには持ち家に住むことによる効用（消費）も伴う。このような実物資産については、いつまで消費が可能であり、毎年の消費額がいくらであるかを定めることは困難であるから、現実的対応としては、これらの資産の購入時にすべて消費したと考えて課税することとなる。このように、支出税によっても、資産の正しい捕捉が必要であり、納税申告上の負担がすべてなくなるというわけではない。

フラット・タックス

フラット・タックスは、我が国においては、所得税を念頭に置いて、その税率を比例税率とする提案とみられていることが多いが、もともとは、支出税において比例税率を実現するためにアメリカのホールとラブシュカによって提案されたものである。フラット・タックスでは、消費型の付加価値全体を法人の生み出した部分と家計（個人）の生み出した部分に分け、前者にはキャッシュ・フロー・タックス、後者には一律課税を課すものである。具体的には、企業は、売上高から賃金と投資等のすべての投入コストを控除した収入額（キャッシュ・フロー）に課税される。賃金稼得者は個人レベルで企業と同率の賃金税を支払う。フラット・タックスにおいては、企業と個人が同率で課税され、しかも個人の受け取る利子、配当やキャピタルゲインは、すべて企業段階の課税で終わることとなるため、支出税で必要とされた個人資産の登録や管理は不要となる。フラット・タックスの議論は、我が国の所得税の累進構造に少なからず影響を与えている。1986年以前に15段階で最高税率70%であった我が国の累進構造は、1987年には、12段階、最高税率60%、1989年以降は5段階、最高税率50%とフラット化している。

支出税とフラット・タックスは理論としての優位性は評価されているが、所得税を根幹から変える制度なので、税収効果や、移行に伴って生じる問題、及び他国の制度との国際的調整などで改革を詰めきれないというのが実情であると思われる。アメリカ財務省レズリー・サミュエルズ次官補（租税政策担当）は、フラット・タックスの下では、富裕者層は減税となる一方、低所得者層は増税となり、税制の公正性の観点から問題があること、フラット・タックスの下でも、社会的・経済的な目的を達成すべく税制を活用するためには、ある程度の控除（住宅ローンの利子、慈善寄付金等）を認めざるを得ず、結局、フラット・タックスの最大の魅力である税の簡素化は難しくなること、さらに個人の貯蓄に与える効果も不明であることを挙げ、現段階で、現行制度に替えてフラット・タックスを導入する強い根拠はないとしている。

最適課税論と二元的所得税論

最適課税論とは、資本所得課税税制の改革に際して、全体の社会厚生が最大化するような課税方法を求めようとする議論である。この議論の下では、資本所得と勤労所得に対して異なる税率での課税も容認される。スウェーデン等の北欧諸国において導入されている二元的所得税は最適課税論の一種であると北欧の学者によって位置付けられている。資本所得と勤労所得を分離して異なる税率を適用し、勤労所得は所得再分配機能の重要性から、累進課税で課税し、資本所得は勤労所得の最低税率や法人税と同一の税率で比例課税するものである。この制度については、不労所得である資本所得を勤労所得に比べて軽課することは公平性の観点から大きな問題があるという強力な反論がある。

諸外国における相続税廃止議論

アメリカでは経済政策の一環として、相続税を段階的に縮小させ、2010年には廃止するという事になっている。また、カナダにおいては相続税を所得税の中に取り込み、相続税自体が廃止されている。その他、オーストラリア、ニュージーランドなどの国々で相続税が廃止されている。

ア．アメリカの相続税廃止議論

1998年にアメリカ議会の合同経済委員会が出した、「遺産税の経済学」は、遺産税が、それが生むかもしれないすべての利点をはるかに超える納税者、経済及び環境へのコストを生成するとの結論を下している。

この報告書は、連邦遺産税に関連した広範囲なコストについてまとめたもので、特に、次のような欠点を挙げている。

- ・ 遺産税が今世紀に存在したことで、およそ4,970億ドルの資本減少と3.2%の経済縮小をもたらした。
- ・ 遺産税は、貯蓄と投資を低下させ、かつ、税引後の投資効率を低下させて、資源配分を非能率的にする。

- ・ 遺産税は、いくつかの実例では37%からほぼ80%の限界税率に及んでおり、非常に懲罰的である。
- ・ 遺産税は何千もの家族運営のビジネスを分解させる主要な原因である。遺産税は投資と雇用に利用可能な資源を他の方面に向けさせる。
- ・ 遺産税は環境保護を妨害する。大きな遺産税債務を払う必要のため、しばしば環境上敏感な土地を開発することを家族に強いる。
- ・ 遺産税は、あるべき税制の根本原則に反する。それは、複雑で、不公平で非能率的である。
- ・ 遺産税が大規模消費を促進し、仕事、貯蓄及び節約をさせなくする傾向がある。
- ・ 経験的・理論的な研究から、遺産税が不平等を小さくすることに効果がなく、現実には消費の不平等を増加させる傾向がある。
- ・ 遺産税のために発生する巨大なコストは、1998年には、税収が生み出すのと同じくらいの大きさで、230億ドルぐらいだった。

イ．遺産税方式での相続税廃止議論

遺産税方式では、相続税・贈与税の課税根拠を生前所得の精算に求めている。この考え方は一度課税した財産に再び課税するという「二重課税」の問題を内在している。アメリカをはじめ遺産税方式を採用している国における、相続税廃止議論は二重課税排除を目的として行われている。

遺産税方式を採用している場合において、相続税を廃止しても、実際問題として、課税が全くなされないわけではなく、相続税は所得税に取り込まれる等何らかの課税が行われると考えるのが自然である。

ウ．遺産取得税方式での包括的所得税への統合

遺産取得税方式では、遺産税方式と同様な二重課税の議論は起こってはこないと考えられる。なぜなら、遺産取得税方式においては、包括的所得概念を前提としており、相続・贈与は偶発的、臨時的又は一時的な所得として財産の増加に対して課税がなされるからである。

したがって、我が国やドイツ、フランスのように遺産取得税方式を採用している国では、原則として、遺産税方式を採用する国のような二重課税を理由とする相続税廃止議論は起こっていない。

我が国において、相続税は国税収入全体のわずか3.3%（平成14年度分、国税庁統計資料）であり、税収の観点からは、相続税廃止はそれほど大きな問題ではないように思われる。しかし、不労所得であり、かつ、通常の利得に比べて巨額である相続財産に課税しなければ、社会全体の不公平感は助長されるであろう。その意味で、相続税廃止は我が国では考えにくい。

6. おわりに

少子・高齢化という社会環境の変化の下で相続税・贈与税の固有の役割である富の再分配機能を考える場合、伝統的な上位収入階層からその他収入階層への富の再分配という観点に加え、高齢者からより若い世代への財産移転について考えることが重要である。

高齢者からより若い世代への財産移転に関して相続税・贈与税は阻害的であってはならない。その意味で相続時精算課税制度は相続税・贈与税の一体化を図り、財産移転の円滑化を図る制度として有用であると考えられる。しかし、相続税・贈与税が一体化している諸外国の制度と比較すると、現行の相続時精算課税制度は対象となる受贈者や贈与者が限定的であり、贈与の金額に制限が設けられている。今後、相続税精算課税制度の適用範囲の拡大によって、より財産移転の円滑化が図られるのではないかと考え、本研究報告では、その際に起こり得る課題について検討した。

また、将来の相続税・贈与税の課税方式について、現在の様々な学説及び諸外国での改革に関する論議、学説等を検討した。我が国が現在採用している課税方式は課題を含んでいると考えられるが、諸外国で既に導入されている方式あるいは議論中の課税方式にもそれぞれ課題があり、すべてが解決されるような方式はあり得ない。特に相続税・贈与税はそれぞれの国の文化、習慣、歴史等に基づく価値観が色濃く反映されるものである。さらに、課税方式の変更は抜本的な大改正にならざるを得ないと考えられる。しかし、環境の変化に対応して税制を見直していかなければならないことは当然のことであるので、我が国における相続税・贈与税の今後の改正についての議論は、諸外国の動向にも注目しつつ、慎重にかつ活発に行われなければならないと考える。

以 上

参考文献

- Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act of 2001, Conference Report
- Law, Explanation and analysis Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act of 2001, 2001 Tax Legislation
- Department of the Treasury Internal Revenue Service Publication 950 (Rev. March 2002) Cat. No. 14447X, Introduction to Estate and Gift Taxes
- Federal Tax Coordinator 2nd
- Department of the treasury Internal Revenue Service, Instructions for Form 706 (Rev. August 2003) United States Estate (and Generation-Skipping Transfer) Tax Return (For decedents dying after December 31, 2002, and before January 1, 2004.)
- Inland Revenue, Inheritance tax
- The Economics of The Estate Tax, A JOINT ECONOMICS COMMITTEE STUDY1998
- 三宅茂久他監修「国際相続ハンドブックQ & A」TFP出版
- 小野塚久枝著「21世紀における相続税改革」税務経理協会
- 山口智顕著「OECD諸国での相続税と贈与税をめぐる諸問題」『税制研究』No.32
- 野田裕康著「ドイツ相続税の諸問題」『二松学舎大学国際政経論集』8号
- 渋谷雅弘著「相続税制の動向 - アメリカとドイツ」『税研』No.102
- 東京税理士会「ドイツ連邦共和国税制概要」『東京税理士界』554号
- 一河秀洋他編「資産政策と資産課税」有斐閣
- 水野正一編著「資産課税の理論と課題」税務経理協会
- 麻生良文著「公共経済学」有斐閣
- 金子宏他編著「ケースブック租税法」弘文堂
- 平川忠雄著「相続時精算課税制度の徹底解説・徹底活用」日本法令
- 藤田良一著「設例でわかる相続時精算課税制度」税務研究会出版局
- 岩下資産税研究会編「相続時精算課税の実務 100問100答」改訂版 税務経理協会
- 日本租税理論学会編「相続税制の再検討」租税理論研究叢書13 法律文化社
- 小池正明著「相続税制の問題点と改革の視点」『税研』No.93
- 三木義一著「相続・贈与税改革の論点」『税研』No.102
- 藤田晴著「取得課税のあり方」『税研』No.56
- 首藤重幸著「相続税改革の視点」『税研』No.87
- 国枝繁樹著「相続税・贈与税の理論」『ファイナンシャル・レビュー第65号』2002年10月号
- 貝塚啓明著「税制改革をめぐる争点」『ファイナンシャル・レビュー第65号』2002

年10月号

- ・田近栄治著「資本所得課税の展開と日本の選択」『フィナンシャル・レビュー第65号』2002年10月号
- ・森信茂樹著「二元的所得税とわが国への政策的インプリケーション」『フィナンシャル・レビュー第65号』2002年10月号
- ・入谷純著「フラットタックスの理論と可能性」『税研』No.71
- ・社団法人日本経済団体連合会ホームページ「米国の税制改革の動向 サミュエルズ米国財務省次官補講演」
- ・篠原芳夫著「改正相続税法の展望」昭和25年月刊税経通信臨時増刊号